

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百八十九号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年六月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養 一〇六 (略) 七 削除 八・九 (略)	第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養 一〇六 (略) 七 EPI-589経口投与療法 筋萎縮性側索硬化症(過去にEPI-589が投与された患者に係るものに限る。) 八・九 (略)